

第84回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

静岡県富士市平垣本町8番1号
ホテルグランド富士 2階 孔雀の間

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件

目次

第84回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

当社株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

(証券コード 7291)
2022年6月8日

株 主 各 位

静岡県富士宮市山宮3507番地15
日本プラスチック株式会社
代表取締役社長 永野 博久

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 静岡県富士市平垣本町8番1号
ホテルブランド富士 2階 孔雀の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.n-plast.co.jp/>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.n-plast.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

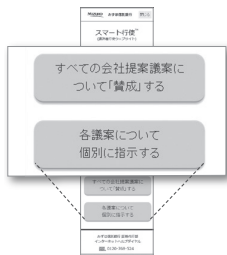
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

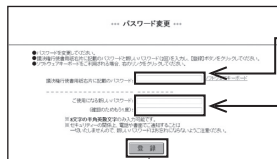
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績および配当性向等を総合的に勘案して安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、第84期の業績が厳しい結果となったことを受け、2022年5月11日に公表した「期末配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当初の期末配当予想である1株につき15円に対して10円減配し、1株当たり5円とさせていただきます。存じます。

この結果、年間の配当金につきましては、期末は減配となるものの、上記の基本方針を踏まえ、前期の配当実績を維持し、中間配当金15円と合わせ、前期と同額の1株当たり20円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額は97,009,990円
なお、中間配当金として1株につき金15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金20円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第17条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>③本条の規定は、<u>2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	ひろ せ まこと 広 瀬 信	取締役会長	再任
2	なが の ひろ ひさ 永 野 博 久	代表取締役社長	再任
3	わた なべ かず ひろ 渡 辺 和 洋	常務取締役管理本部長	再任
4	とよ た たけ し 豊 田 剛 志	取締役経営企画本部長	再任
5	とき た たか し 時 田 孝 志	執行役員開発本部長兼開発管理部長	新任
6	うえ の まさ き 上 野 正 揮	執行役員生産本部長	新任
7	は せ がわ じゅん じ 長谷川 淳 治	社外取締役	再任 社外 独立
8	はやし たか ふみ 林 高 史	社外取締役	再任 社外 独立
9	さ と う り か 佐 藤 り か	-	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

ひろ
せ
広瀬

まこと
信

(1951年10月16日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社

1987年 6月 当社取締役

1988年 6月 当社常務取締役

1991年 6月 当社専務取締役

1993年 6月 当社代表取締役社長

2014年 6月 当社代表取締役会長

2018年 6月 当社取締役会長 (現任)

所有する当社の株式数：1,298,000株

取締役候補者とした理由

広瀬信氏は、1987年6月に当社取締役に就任後、1993年6月から2014年6月まで代表取締役社長、2014年6月から2018年6月まで代表取締役会長を務めており、これまで培った当社グループの経営全般に関する知識と経験に基づき、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

候補者
番号

2

なが
の
ひろ
ひさ
永野博久

(1958年9月18日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社

2011年 6月 当社取締役経営管理部長

2012年 6月 当社取締役管理購買本部長兼経理部長

2013年 3月 当社常務取締役北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長

2017年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

所有する当社の株式数：14,800株

取締役候補者とした理由

永野博久氏は、経営企画部門、経理部門の経験および海外子会社において経営全般に携わった実績により、国内外の分野で経営に携わり、2017年6月より代表取締役社長として企業経営に従事し、職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

候補者
番号

3

わた なべ かず ひろ
渡 辺 和 洋 (1960年11月11日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2018年 6月	当社取締役中国事業統括兼中山富拉司特工業有限公司総経理
2008年 6月	当社経営企画室付部長兼 I R 推進課長	2020年 6月	当社取締役管理本部長
2014年 6月	当社業務監査室長	2021年 6月	当社常務取締役管理本部長兼経理部長
2015年 6月	中山富拉司特工業有限公司総経理	2022年 4月	当社常務取締役管理本部長 (現任)
2017年 6月	当社執行役員中国事業統括兼中山富拉司特工業有限公司総経理		

所有する当社の株式数：2,300株

取締役候補者とした理由

渡辺和洋氏は、経営企画部門、業務監査部門、海外子会社において経営全般に携わった実績を有しておりにおいて業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者
番号

4

とよ た たけ し
豊 田 剛 志 (1964年12月2日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員経営企画本部長兼管理本部長
2015年 6月	当社経営企画室長	2019年 6月	当社取締役経営企画本部長兼管理本部長兼GCR推進室長
2017年 6月	当社執行役員経営企画室長	2020年 6月	当社取締役経営企画本部長兼GCR推進室長
2018年 6月	当社執行役員管理本部長兼経営企画室長	2021年 6月	当社取締役経営企画本部長 (現任)
2018年 9月	当社執行役員管理本部長兼経営企画室長兼経理部長		

所有する当社の株式数：1,700株

取締役候補者とした理由

豊田剛志氏は、購買部門、経理部門、経営企画部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号 ※ 5

とき たか し
時 田 孝 志 (1969年1月17日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 8月 当社入社

2016年 6月 当社安全開発部長

2018年 1月 安全開発部長兼先行開発部長

2019年 6月 当社執行役員開発本部長兼安全開発部長

2020年 6月 当社執行役員開発本部長兼開発管理部長
(現任)

所有する当社の株式数：600株

取締役候補者とした理由

時田孝志氏は、入社以来、国内外において設計・開発業務に携わり、2019年6月に執行役員に就任後も設計・開発部門を統括しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者
番号 ※ 6

うえ の まさ き
上 野 正 揮 (1969年8月2日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社

2019年 1月 当社富士工場長

2020年 6月 当社執行役員生産本部長兼富士工場長

2021年 4月 当社執行役員生産本部長兼生産管理部長

2021年 6月 当社執行役員生産本部長 (現任)

所有する当社の株式数：800株

取締役候補者とした理由

上野正揮氏は、入社以来、国内外において生産部門に携わり、2020年6月に執行役員に就任後も生産部門を統括しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者
番号

7

は せ が わ
長谷川 じゅん じ
淳 治 (1953年10月8日生)

再任 社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社） 入社	2014年 4月	KDDI株式会社執行役員常務
2006年 10月	KDDI株式会社執行役員経営管理本部長	2018年 3月	退任
2009年 4月	同社執行役員コンシューマ事業統括本部長	2020年 6月	当社社外取締役（現任）
2013年 10月	株式会社ジュピターテレコム取締役副社長 執行役員経営管理部門長	2020年 10月	株式会社エイブル社外取締役（現任）

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長谷川淳治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他社における豊富な企業経営経験と高い見識から、企業経営の豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

候補者
番号

8

は や し
林 た か ふ み
高 史 (1966年10月27日生)

再任 社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月	公認会計士登録	2016年 10月	グラーティアコンサルティンググループ林公認 会計士事務所代表パートナー就任（現任）
2005年 3月	林公認会計士事務所開設	2020年 6月	当社社外取締役（現任）
2006年 7月	税理士登録		
2008年 8月	大連維利達信息咨询有限公司開設		
2016年 10月	林公認会計士事務所をグラーティアコンサ ルティンググループへ統合		

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

林高史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

※9

さとう りか
佐藤 りか (1962年8月15日生)

新任 社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月	弁護士登録（東京弁護士会）	2018年 6月	日本シエムケイ株式会社社外取締役（現任）
1998年12月	ニューヨーク州弁護士登録	2019年 6月	デクセリアルズ株式会社社外取締役（現任）
2003年 1月	あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）パートナー	2019年 7月	佐藤&パートナーズ法律事務所代表（現任）
2007年 6月	海外法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー	2019年11月	司法試験及び司法試験予備試験審査委員（民事訴訟法担当）
2015年 5月	デクセリアルズ株式会社社外監査役		
2016年 1月	太田・佐藤法律事務所パートナー		
2016年 7月	日本ルーブリゾール株式会社監査役（現任）		

所有する当社の株式数：一株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐藤りか氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として法務に精通しており、企業法務・海外法務に関する相当程度の知見を有しており、当該知見を活かして特に企業法務・海外法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 長谷川淳治氏および林 高史氏並びに佐藤りか氏は社外取締役候補者であります。
 4. 長谷川淳治氏および林 高史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 当社は、長谷川淳治氏および林 高史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、佐藤りか氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

6. 当社は、長谷川淳治氏並びに林 高史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、佐藤りか氏の選任が承認された場合には、同様に責任限定契約を締結する予定です。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社のすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）等をてん補することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

(ご参考) 取締役候補者及び監査役の専門性と経験 (スキルマトリクス)

取締役候補者及び監査役の専門性と経験は以下の通りであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	属性	専門性と経験				
				企業経営	財務・経理	グローバル	研究開発 技術 生産	コンプライ アンス・ ガバナンス
1	広瀬 信	取締役会長		○	○	○		
2	永野 博久	代表取締役社長		○	○	○		○
3	渡辺 和洋	常務取締役		○	○	○		○
4	豊田 剛志	取締役		○	○	○		○
5	時田 孝志	執行役員	【新任】			○	○	
6	上野 正揮	執行役員	【新任】			○	○	
7	長谷川淳治	社外取締役	【社外】 【独立】	○	○			
8	林 高史	社外取締役	【社外】 【独立】		○	○		
9	佐藤 りか	—	【新任】 【社外】 【独立】			○		○
—	森 昭彦	常勤監査役		○	○	○		○
—	池田 修三	社外監査役	【社外】 【独立】	○	○			
—	伊東 弘美	社外監査役	【社外】 【独立】	○	○			

【新任】 新任取締役候補者

【独立】 独立役員

【社外】 社外役員

以 上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内外の経済は、新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）感染拡大に伴う半導体を中心とした部品供給の停滞が長期化しており、自動車は継続的な減産となっていることに加え、2月下旬以降、急激に緊迫化したロシア・ウクライナ情勢等、国際情勢に重大な影響を及ぼす事象が発生し、先行きは不透明な状況となっております。

このような状況の中、当連結会計年度における売上高は、主に第2四半期までの北米及び中国での新型コロナ感染拡大影響からの復旧及び為替影響等により前期比4.1%増の86,504百万円となりましたが、第3四半期以降は、長期化する半導体供給不足の影響等により減収となり、厳しい状況が続いております。損益面では、第2四半期までの増収影響及び合理化効果はあるものの、半導体供給不足による直前での大幅減産により適切な生産体制の確保が困難であったことや、コンテナ不足による海上輸送費の高騰、市況変動に伴う原料の値上げに加え、第3四半期以降の減収影響等により営業損失は722百万円（前期は1,288百万円の営業利益）となりました。経常損失は289百万円（前期は1,669百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は日本での減損損失及び製品保証引当金繰入額の計上等により8,018百万円（前期は1,045百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、総額7,227百万円の設備投資を実施いたしました。

主なものは、新規受注対応のための設備投資およびモデルチェンジに対応した金型投資等の取得であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う半導体を中心とした部品供給の停滞が長期化していることに加え、2月下旬以降に急激に緊迫化したロシア・ウクライナ情勢等により、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境下、当社グループの業績は、前期の新型コロナウイルス感染拡大によるロックダウン等の影響からの復旧はあったものの、長引く半導体供給不足による減産、原材料市況や海上輸送費の高騰等の収益悪化要因を受け、苦しい状況となりました。依然としてその解消時期は見通せませんが、最新情報を可能な限り細かく入手し、得意先の生産変動にあわせた適切な生産対応をすることや諸経費の見直し、合理化等により、リスクの低減をはかっています。

2021年3月期からスタートした第5次中期経営計画の進捗は、1年目は新型コロナウイルス対応の優先、2年目は半導体影響等による収益悪化を受けて苦戦しておりますが、最終年度となる2023年3月期は、下記の目標達成に向け、取り組みを加速してまいります。

① 第5次中期経営計画

当社が身を置く自動車業界では、大きな変革期を迎え、利益創造構造の変化と、同業種に加え異業種からの参入による競争の激化が進み、さらに受注環境は厳しさを増しております。一方で地球に目を向けると、行き過ぎた経済至上主義の代償として、地球温暖化による水害・風害・干ばつ・山林火災、地下資源の過剰汲み上げによる地盤沈下・資源の枯渇や、貧富差の拡大、飢餓、若年強制労働等、早急に取り組むべき課題が乱発しております。

そのような中、当社は従来より取り組んできた経営基盤の強化に加え、国連で採択された国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえ、長期的な展望で持続可能な社会の実現に向けた取り組みを加速し、「顧客からの揺るぎない信頼と企業価値の最大化」を目指し、2021年3月期からの3年間を計画期間とする第5次中期経営計画を策定しました。

第5次中期経営計画 経営方針

a. 基本方針

めまぐるしい環境変化に柔軟かつ迅速に対応しつつ、製品を通じて安全と快適を提供しているという自負の下に、全社員の意識を改革し、全てのお客様の信頼と満足を追求する。

b. 経営目標

管理項目	目標値
お客様品質評価	No. 1
投下資本利益率（ROIC）	2.8%（2023年3月期）（注1）
SDGsへの貢献	11のゴール（注2）

- （注） 1. 当初目標6.3%から新型コロナ及び半導体影響を受けて目標を修正いたしました。
2. 当初目標9のゴールから目標を修正いたしました。

当社が取り組むSDGsのゴールは次のとおりであります。



c. スローガン

INNOVATION～革新～
 全従業員の価値観を“革新”
 目指すべき企業価値基準を“革新”
 文化・仕組みを“革新”

d. 重点施策

・社会的責任の追及

人命を守る事業を扱う企業として、また樹脂事業に携わる企業として、SDGsの目標達成に向け当社が取り組むべき課題を積極的に検討し、2030年の社会貢献領域での事業化を目指します。

・品質保証体制の強化

ゼロディフェクト品質を追求し、お客様品質評価No.1を目指します。

- ・働きがいのある職場づくり

当社グループの持続的な成長を支える重要な基盤は人材です。国内外において労働人口が減少していく中、テレワークの推進とIT活用による働き方改革や、女性活躍・シニア活用・海外拠点との人材交流等、多様性があり、働きがいを持って仕事ができる職場づくりを目指します。

- ・企業競争力の向上

原価企画活動の強化や固有技術をベースとした魅力ある商品の提案、国内外の生産プロセスの最適化への取り組み等、QCDD(品質、コスト、納期、設計・開発)全領域の徹底的な強化を目指します。

- ・稼ぐ力の強化

利益追求の考え方から投資効率の重視へ考え方をシフトし、キャッシュ・フローの効率化や投下資本の適正化に取り組みます。

② 主要な事業の経営環境、経営戦略及び対処すべき課題

- ・安全部品部門

現在の自動車業界は、2極化の局面がさらに強まってきています。都市化が進む先進国ではぶつからない車、人が運転しない車、クリーンでエコな車が求められ、CASEに代表される次世代自動車の開発が加速度的に進んでいます。これに対し当社は、高度化する安全法規対応に加え、加速する“つながる車（コネクテッド）”化を受け、アラーム機能やセンシング機能を充実させ、外部からの情報を的確に“車から人へ”伝え、運転手の意思・判断を確実に“人から車へ”伝える情報伝達（HMI）デバイスとして、ハンドル、ドライバーエアバッグを中心に機能拡充をはかり、当社製品の必要性と重要性及び発展性を最大化した魅力ある商品を提案し続けます。

一方、市場拡大が期待されるアセアン・アフリカ諸国等の新興国では、インフラ上の問題から従来型自動車の需要が大半を占め、高度化よりも廉価化が求められています。これに対し共通化、シンプル化を追求し、安全・安心を確保しつつ、リーズナブルで受け入れられやすい部品（価格）を提案し、自動車市場拡大に寄与していきます。

・樹脂部品部門

自動車に対する要求は、単なる移動手段から、移動する居住空間へと大きく変化しています。ユーザーが求めるクオリティをいかに実現していくか、ニーズの変化をいち早くとらえタイムリーに提供していくか、更には市場のトレンドから次に来るニーズを予測し、新たなウェーブを作り出していくかを求められています。これに対し当社は、視覚、聴覚、嗅覚、触覚に対し、人間が感じる”快適”を当社の独自技術で数値化し、保有するあらゆる技術（樹脂成型技術、マグネシウム casting・アルミニウム casting 技術、塗装技術、加飾技術、組み立て技術等）により、これを具現化していきます。

また、両事業領域の融合により”安全で快適な居住空間”を提供し続けます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 81 期 2019年 3 月期	第 82 期 2020年 3 月期	第 83 期 2021年 3 月期	第 84 期 (当連結会計年度) 2022年 3 月期
売 上 高 (百万円)	115,563	106,141	83,065	86,504
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	5,476	4,507	1,288	△722
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	5,442	4,021	1,669	△289
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	3,882	2,356	△1,045	△8,018
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	200.25	121.57	△54.35	△419.41
総 資 産 (百万円)	76,367	74,784	74,536	79,536
純 資 産 (百万円)	33,600	34,816	32,911	27,377
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,733.27	1,796.10	1,721.28	1,432.03

(6) 重要な親会社および子会社の状況**① 親会社の状況**

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ニートン・オート・プロダクツ	千米ドル 35,650	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストメヒカーナ	千メキシコペソ 424,623	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストインドネシア	百万ルピア 14,632	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニートン・ローム	千米ドル 27,000	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
中山富拉司特工業有限公司	千元 150,464	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストタイランド	千タイバーツ 400,000	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンマグネシオ	千メキシコペソ 67,831	% 100.0 (90.0)	自動車部品の製造販売
武漢富拉司特汽車零部件有限公司	千元 57,915	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニートン・オート・メヒカーナ	千メキシコペソ 202,905	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
ニホンプラストメヒカーナ・テマスカルシango	千メキシコペソ 3,859	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
ニホンプラストベトナム	千米ドル 19,000	% 100.0	自動車部品の製造販売
エヌピーサービス株式会社	千円 35,000	% 100.0	事務処理に関する請負業務

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で表示しております。

③ 企業結合の経過

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

自動車事業	安全部品	ハンドル	革巻ハンドル、木目ハンドル、ウレタンハンドル
		エアバッグ	運転席エアバッグ、アシストエアバッグ、サイドエアバッグ、カーテンエアバッグ、ニーエアバッグ
	樹脂部品	空調部品、インスト部品、トリム部品、車体部品、エンジン駆動部品、その他部品	
その他事業		自転車用エアバッグ、ゲーム機、その他	

(8) 主要な拠点 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	静岡県富士宮市
テクニカルセンター	静岡県富士宮市
富士工場	静岡県富士宮市、静岡県富士市
伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市
九州工場	福岡県築上郡上毛町
厚木営業所	神奈川県厚木市
栃木営業所	栃木県宇都宮市

② 国内子会社

名称	所在地
エヌピーサービス株式会社	静岡県富士宮市

③ 海外子会社

名称	所在地
ニートン・オート・プロダクツ	アメリカ合衆国オハイオ州
ニートン・ローム	アメリカ合衆国ジョージア州
ニホンプラスチックメヒカーナ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニホンマグネシオ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニートン・オート・メヒカーナ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニホンプラスチックメヒカーナ・テマスカルシンゴ	メキシコ合衆国メキシコ州
ニホンプラスチックインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州
中山富拉司特工業有限公司	中華人民共和国広東省
武漢富拉司特汽車零部件有限公司	中華人民共和国湖北省
ニホンプラスチックタイランド	タイ王国ラヨン県
ニホンプラスチックベトナム	ベトナム社会主義共和国ビンフック省

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
5,855名	142名減

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,024 (349) 名	4名減 (19名増)	40.6歳	15.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
兼のあった

(10) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,071
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,181
株 式 会 社 静 岡 銀 行	3,173
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,931
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	978

(注) 当社グループの主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 42,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,410,000株 (自己株式8,002株を含む)
 (3) 株主数 12,368名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,893,400	9.75
東京中小企業投資育成株式会社	1,429,000	7.36
広 瀬 信	1,298,000	6.69
株 式 会 社 ダ イ セ ル	1,000,000	5.15
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	987,900	5.09
INTERACTIVE BROKERS LLC	513,500	2.64
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	405,500	2.08
伊藤忠プラスチック株式会社	317,200	1.63
第一生命保険株式会社	310,000	1.59
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	309,000	1.59

(注) 1. 持株比率は自己株式 (8,002株) を控除して計算しております。

2. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合の算定にあたり、発行済株式から除外した自己株式には、株式給付信託型報酬制度に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する株式261,800株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	広瀬 信	
代表取締役社長	永野 博久	
常務取締役	内田 宏巳	品質本部長
常務取締役	渡辺 和洋	管理本部長兼経理部長
取締役	豊田 剛志	経営企画本部長
取締役	池田 秀雄	池田法律事務所、学校法人清泉女子大学監事
取締役	長谷川 淳治	株式会社エイブル社外取締役
取締役	林 高史	グラーティアコンサルティンググループ林公認会計士事務所代表パートナー
常勤監査役	森 昭彦	
監査役	池田 修三	大平洋金属株式会社社外監査役
監査役	伊東 弘美	ユーピーアール株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役池田秀雄氏および長谷川淳治氏並びに林 高史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役池田修三氏および伊東弘美氏の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役池田修三氏および伊東弘美氏の両氏は、金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、取締役会の監督機能と執行機能の分離による意思決定の迅速化および業務執行の効率化を目的として執行役員制度を導入しております。当事業年度の末日(2022年3月31日)現在の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	渡 辺 隆 雄	北米事業統括兼 ニートン・オート・マニファクチャリング社長
常務執行役員	新 浜 隆 則	デジタル推進室長
常務執行役員	石 川 智 張	営 業 本 部 長
執 行 役 員	錦 織 和 彦	購買本部長兼購買部長兼 I B 戦略室長
執 行 役 員	時 田 孝 志	開発本部長兼開発管理部長
執 行 役 員	上 野 正 揮	生 産 本 部 長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表者訴訟等により、被保険者が負担する事となった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役として求められる役割を踏まえつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期インセンティブとしての株式信託型報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位ごとにあらかじめ定めた基本報酬額の範囲内において、役位、職責、在任年数、常勤・非常勤の別、過去の経歴・経験等に応じて他社水準、当社の業績、社員の給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3) 賞与（短期インセンティブ）に関する方針

取締役の賞与総額は、企業本来の営業活動の成果を反映する連結営業利益、経営環境及び社員への賞与支払額等を総合的に勘案し、株主総会の決議により定めております。

各取締役の賞与額は、各取締役の基本報酬（年間）の30%を目安に決定し、毎年一定の時期に支給しております。

4) 非金銭報酬等に関する方針

株式給付信託型報酬（中長期型インセンティブ）

株式給付信託型報酬は、株式給付信託を利用し、当社株式を給付する制度であり、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値拡大への貢献意識を高めることを目的としております。

各取締役の株式給付数は、各取締役の基本報酬（月額）、役位、職責に応じて、株価水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。

5) 報酬等の割合に関する方針

固定報酬、金銭報酬等、種類ごとの報酬割合の決定方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、各種別の報酬等の比率が以下レンジの範囲内に収まるよう取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

基本報酬	賞与	株式給付信託型報酬
60%~70%	15%~25%	10%~20%

6) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき委任された代表取締役社長がその具体的内容について決定するものとし、その権限の内容は、基本報酬の額および賞与額、株式給付信託報酬額（個人別の付与ポイント数）としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や各取締役の貢献度等を俯瞰する代表取締役社長が最も適しているからであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	213 (16)	177 (16)	— (—)	36 (—)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	26 (10)	26 (10)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	239 (26)	203 (26)	— (—)	36 (—)	11 (5)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第70回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第82回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式給付信託型報酬制度を導入し、株式報酬の額として3事業年度で150百万円を上限として決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は5名です。

2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第68回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）です。
3. 当社は、2020年6月26日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、509百万円となっております。
4. 上記の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式給付信託型報酬に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額36百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 1) 当社と取締役池田秀雄氏の兼職先である池田法律事務所および学校法人清泉女子大学との間には特別の関係はありません。
- 2) 当社と取締役長谷川淳治氏の兼職先である株式会社エイブルとの間には特別の関係はありません。
- 3) 当社と取締役林 高史氏の兼職先であるグラータィアコンサルティンググループ林公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- 4) 当社と監査役池田修三氏の兼職先である大平洋金属株式会社との間には特別の関係はありません。
- 5) 当社と監査役伊東弘美氏の兼職先であるユーピーアール株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会と監査役会の出席状況および発言状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	池田秀雄	20回中20回 (100%)	—	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	長谷川淳治	20回中20回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	林高史	20回中20回 (100%)	—	公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	池田修三	20回中20回 (100%)	20回中20回 (100%)	長年にわたる金融機関での経験から、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
	伊東弘美	20回中20回 (100%)	20回中20回 (100%)	長年にわたる金融機関での経験から、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

2) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	池田秀雄	社外取締役に就任以降、弁護士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と職務執行の監督等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役	長谷川淳治	社外取締役に就任以降、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役	林高史	社外取締役に就任以降、公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

会計監査人

有限責任 あずさ監査法人（2007年6月28日就任）

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 40百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 会社法第340条第1項各号に掲げられている事由およびこれに準ずる事由等に該当したとき。
- ② 当社の監査に起因する会社法、公認会計士法、等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けたとき。
- ③ 当社の監査に起因する会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等から監査を遂行するに不十分と判断したとき。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 重要な子会社の監査の状況

ニートン・オート・プロダクツ、ニホンプラスメヒカーナ、ニホンプラスインドネシア、ニートン・ローム、中山富拉司特工業有限公司、ニホンプラスタイランド、ニホンマグネシオ、武漢富拉司特汽車零部件有限公司、ニートン・オート・メヒカーナ、ニホンプラスベトナムは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績および配当性向等を総合的に勘案して安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		45,360	流 動 負 債		40,103
現金及び預金		12,310	支払手形及び買掛金		9,733
受取手形		1	短期借入金		18,910
電子記録債権		777	1年内返済予定の長期借入金		3,199
売掛金		13,551	リース債務		50
製品		2,503	未払法人税等		342
仕掛品		1,240	契約負債		613
材料及び貯蔵品		12,451	未払費用		3,046
その他の他		2,527	賞与引当金		653
貸倒引当金		△2	製品保証引当金		1,474
固 定 資 産		34,176	その他の他		2,077
有 形 固 定 資 産		30,770	固 定 負 債		12,056
建物及び構築物		9,182	長期借入金		7,095
機械装置及び運搬具		9,550	リース債務		88
工具、器具及び備品		4,845	繰延税金負債		1,229
土地		3,468	退職給付に係る負債		2,816
リース資産		22	役員株式給付引当金		62
建設仮勘定		2,657	製品保証引当金		64
その他の他		1,043	その他の他		698
無 形 固 定 資 産		117	負 債 合 計		52,159
特許権		9	純 資 産 の 部		
ソフトウェア		106	株 主 資 本		28,665
その他の他		1	資 本 金		3,206
投 資 そ の 他 の 資 産		3,287	資 本 剰 余 金		5,213
投資有価証券		2,072	利 益 剰 余 金		20,374
繰延税金資産		286	自 己 株 式		△128
その他の他		935	その他の包括利益累計額		△1,287
貸倒引当金		△7	その他有価証券評価差額金		609
資 産 合 計		79,536	為替換算調整勘定		△1,590
			退職給付に係る調整累計額		△307
			純 資 産 合 計		27,377
			負 債 純 資 産 合 計		79,536

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		86,504
売上原価		79,920
売上総利益		6,584
販売費及び一般管理費		7,307
営業損失		722
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	187	
投資不動産賃貸料	65	
為替差益	195	
補助金の収入	233	
その他	88	769
営業外費用		
支払利息	239	
その他	96	336
経常損失		289
特別損失		
減損損失	4,165	
製品保証引当金繰入額	1,420	5,585
税金等調整前当期純損失		5,875
法人税、住民税及び事業税	1,007	
法人税等調整額	1,136	2,143
当期純損失		8,018
親会社株主に帰属する当期純損失		8,018

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			金 額	負 債 の 部			金 額
科 目				科 目			
流動資産			18,357	流動負債			18,155
現金及び預金			2,426	支払手形			109
受取手形			1	支子記録債			1,028
電子記録債権			777	買掛金			3,575
売掛金			5,835	短期借入金			7,250
仕掛品			302	1年内返済予定の長期借入金			1,581
原材料及び貯蔵品			693	リース債			49
前払費用			4,486	未払金			822
前払費用			367	未払法人税等			1,032
未収金			21	前払法			38
関係会社短期貸付金			2,453	受引当金			101
貸倒引当金			1,067	賞与引当金			35
			10	製品保証引当金			626
			△86	設備関係支払手形			1,420
固定資産			21,984	その他			478
有形固定資産			7,116	固定負債			8,573
建物			519	長期借入金			4,504
構築物			4	関係会社長期借入金			1,000
機械及び装置			606	リース債			87
車両運搬具			4	退職給付引当金			2,256
工具、器具及び備品			2,322	役員株式給付引当金			62
土地			2,755	債務保証損失引当金			110
建設仮勘定			18	その他			550
無形固定資産			37	負債合計			26,729
特許権			9	純資産の部			
ソフトウェア			27	株主資本			13,002
投資その他の資産			14,830	資本剰余金			3,206
投資有価証券			2,052	資本準備金			5,213
関係会社株式			9,537	その他資本剰余金			802
出資金			3	その他資本剰余金			4,411
差入保証金			2,698	利益剰余金			4,698
繰延税金資産			30	その他利益剰余金			4,698
その他			252	資産買換差益積立金			69
貸倒引当金			263	固定資産圧縮積立金			107
			△7	繰越利益剰余金			4,521
資産合計			40,342	自己株式			△115
				評価・換算差額等			609
				その他有価証券評価差額金			609
				純資産合計			13,612
				負債純資産合計			40,342

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		33,112
売 上 原 価		31,430
売 上 総 利 益		1,681
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,612
営 業 損 失		1,930
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	2,119	
為 替 差 益	232	
補 助 金 収 入	196	
そ の 他	123	2,671
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	48	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	110	
固 定 資 産 除 却 損	23	
そ の 他	27	210
経 常 利 益		530
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,165	
製 品 保 証 引 当 金 繰 入 額	1,420	5,585
税 引 前 当 期 純 損 失		5,055
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	425	
法 人 税 等 調 整 額	714	1,140
当 期 純 損 失		6,195

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日本プラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新家 徳子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 宣 考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プラスト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日本プラスト株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 新家 徳子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 宣考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プラスト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、昨年度同様に会計監査人が期中に監査上注意を払った事項に付いてコミュニケーションを取りました。これらの事項は特別な検討を必要とするリスクや、見積りの不確実性が高い領域を含みます。会計監査人が特に注意を払った監査上の主要な検討事項である事業所の評価損計上等の要否に関する判断の妥当性に関しては、会計上の見積りを行うに当たって用いられた主要な監査上の対応に付いて会計監査人から詳細な説明を受けると共に意見交換を行いました。

なお、コロナ禍に於ける各種の監査活動に関してはWeb会議等を積極的に活用する事で通常年度と遜色のない監査活動を実施致しました。

以上の方法に基づき、監査役会として当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

日本プラスチック株式会社 監査役会

常勤監査役 森 昭彦 ㊟

社外監査役 池 田 修 三 ㊟

社外監査役 伊 東 弘 美 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県富士市平垣本町8番1号
ホテルグランド富士 2階 孔雀の間
電話 (0545) 61-0360 (代表)



(交通のご案内)

- ・ J R 東海富士駅下車徒歩約7分
- ・ J R 東海新幹線新富士駅下車
富士急行バス乗りかえ1番乗場富士駅行
富士駅南口バス停下車徒歩約7分
- ・ 東名高速/富士インターより車で約15分
- ・ 新東名高速/新富士インターより車で約20分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。